

令和3年度（2021年度）新規研究課題

課題番号：R3-01

課題名：集落営農法人就業者が農閑期に所得を確保する手法の検証

研究期間：令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）

研究担当：経営高度化研究室

1 研究の背景

- (1) 経営基盤が零細で就業者を雇用できない集落営農法人(以下、「法人」)がある。
- (2) 就業者を雇用する法人は増加傾向にあるが、給与原資の確保が課題となっている。
- (3) 法人就業者の約半数が「給与水準は不十分」と感じているが、法人の経営状況は厳しく、法人就業者の待遇改善は容易でない。

2 目的

法人就業者の労働の季節性に着目し、農閑期^(注)に法人の既存事業以外の就労機会を活用することで、法人就業者の所得を確保する手法(以下、「農閑期の所得確保」)について検討する。

3 研究内容

- (1) 法人および就業者、関係団体に対し、農閑期の所得確保に関するニーズや導入条件等を調査する。
- (2) 農閑期の所得確保に取り組んでいる法人を調査し、実態解明を図る。
- (3) 農閑期の所得確保を導入したビジネスモデルを提示する。

4 研究のポイント

- (1) 既存事業では就業者を雇用できなかった零細法人でも雇用の導入を検討でき、法人就業者の所得向上や定着が図られる等の効果が期待できる。
- (2) 法人就業者の労力を法人既存事業以外の仕事にも活用することで、地域社会および県全体の産業振興に貢献できる。

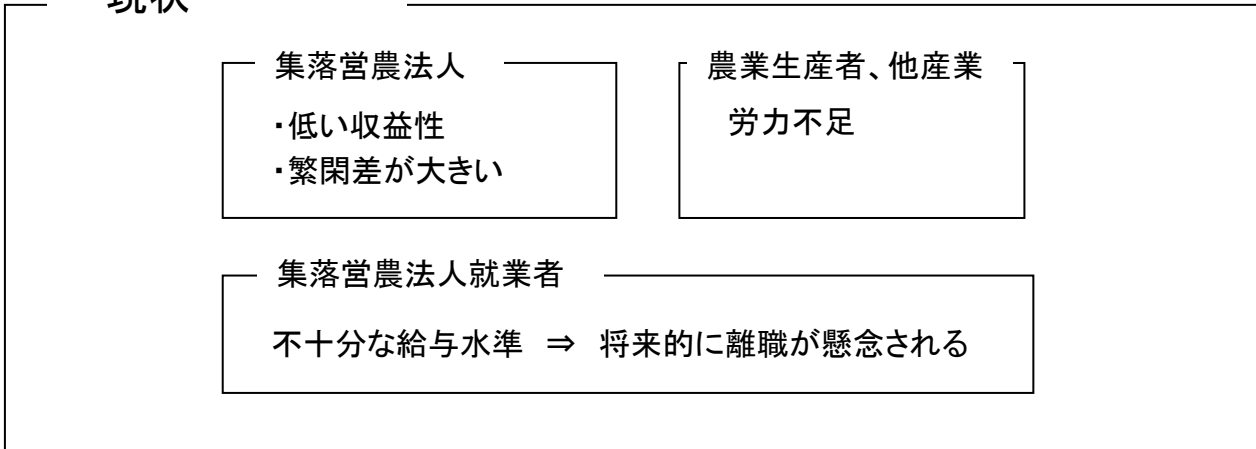
(注) 本課題の調査対象は主に水稻主体の法人を想定しており、本資料の「農閑期」は水稻主体の法人における農閑期である冬期(12～2月頃)のことをいう。

集落営農法人就業者が農閑期に所得を確保する手法の検証

研究期間：R3-R5（2021-2023）

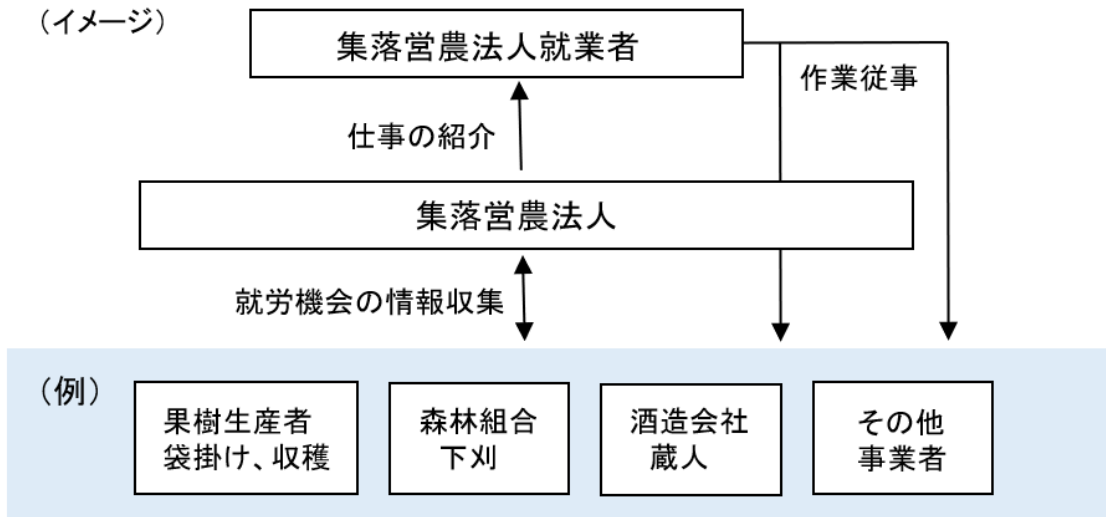
研究担当：経営高度化研究室

現状



課題解決

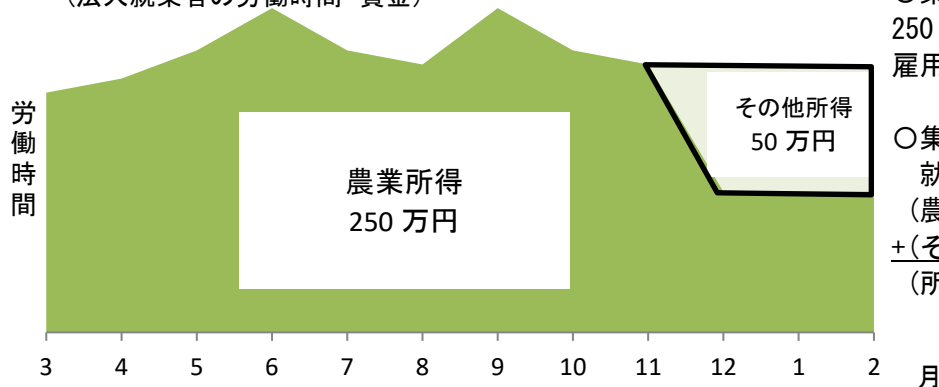
(イメージ)



期待される成果

営農モデルの提示

(法人就業者の労働時間・賃金)



効果

○集落営農法人
250万円の賃金で
雇用が可能

○集落営農法人
就業者
(農業) 250万円
+(その他) 50万円
(所得) 300万円